

第十八部

第二回 参議院決算委員会會議録第十一号

(二〇二)

昭和二十三年五月十九日(水曜日)

委員の異動

五月六日(木曜日)委員田中利勝君辭任につき、その補欠として堀真琴君を議長において選定した。

本日(水曜日)に付した事件

○國家行政組織法案(内閣送付)

午後一時三十分開会

○委員(下條重雄) 只今から決算委員会を開きます。予備審査のために付託せられた國家行政組織法案を議題といたします。政府の提案の説明を伺います。

○國務大廳(給田重三) 國家行政組織法案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

現行の行政官廳法は新憲法附屬の法律として昨年五月三日から施行されたのでありますが、同法は新憲法の施行に伴い差当り必要な立法措置として制定されたものでありまして、我が國の行政組織につきましては、尙根本的な調査研究の後、恒久的な新行政官廳法を制定することが適当と認められ、従つて同法は施行後一年を限りその効力を有するところの暫定法律であつたのであります。

政府は、爾來行政調査部を中心として、調査、研究を進め、恒久的な新行政官廳法の立案を進めて参つたのであります。最近に至り漸く國家行政組織法という新しい法律案の完成を得たのであります。併しながらいろいろの事情のために五月三日から

第十八部 決算委員会會議録第十一号 昭和二十三年五月十九日【参議院】

これを施行することが時間的に困難となりまして、御承知のように先日國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律案を提出いたしました。現行の行政官廳法の効力を五月一ぱい延長することとし、國家行政組織法は六月一日から施行することとするという臨時の措置をお願いいたしましたのであります。かように國家行政組織法案は我が國の行政組織を律する恒久的な法律として立案されたものでありまして、その目的とするところは第一條に定めておりますように各種の行政機關の組織の基準を定め、以て國の行政事務を能率的に遂行するために必要な國家行政組織を整えることとあります。そしてこの目的達成のために個々の制度につきましては、從來の制度に改革を加えた点が少くないのであります。以下その大要について説明申し上げます。

先ず第一点は、國の中央行政機關の種類を府、省、院、廳及び委員会の五種と定め、國の行政機關は原則としてそのいずれかに属せしめることとしたこととあります。この中府とは、總理府及び法務府の兩者でありまして次に申上げます廳と區別いたしました。從來の總理廳及び法務廳の名称を改めて

たものであります。但し特に必要がありません場合には、現在の經濟安定本部に見られますような内閣總理大臣を長といたしますところの本部を置くことができることとしたしました。本部は次に述べますところの外局とは違ひ

まして、府及び省と同様の取扱を受けるところの行政機關であります。この本部に属するものといたしましては、只今のところ經濟安定本部以外にこれを設けることは考へてはおりません。總理府、法務府及び各省の外局に當りますものには從來の院とか廳とか局とか種々な名称を有するものが多かつたのであります。院及び廳の二種類に限定いたしました。実行上は原則として院はその所掌事務に鑑み國務大臣を長とするものといたし、廳とはそれ以外の外局とする方針であります。尙最近特に總理廳の所管内に、人事委員會、公正取引委員會、地方財政委員會等いわゆる行政委員會が多数に設置されておりますが、これを外局として取扱ひまして、その結果、委員會という名稱はこの種類の行政機關に限つて用いることとしたしまして、これ以外の各種の諮問的又は調査的な委員會には審議會、協議會その他適當な名稱を用いることとしたしました。

以上のように、行政機關の名稱を統一いたしましたのは、この長名稱及びこれらの各機關の内部部局及びそのそれらの長の名稱をも統一いたしましたことと共に、從來の我が國におきます行政機關及び職員に用いられておるいわば無秩序な名稱を整理いたしました。行政組織を一目瞭然たらしめようとするものであります。こういうふうな、種類、名稱を整理いたしました上で、この法律には別表を附しました。中央行政機關の種類及び名稱を圖

示することとしたしました。併しながらこの別表を作成いたしましたためには、現行の機關をそれ以前に述べました五種に整理する必要がありますし、又その場合には、実体的な機構改革を併せて決定すべき部局もあるものであります。従つて別表は、この法律に基いて各行政機關設置法がすべて制定された後に、整理の上、附加することとしたしたのであります。

次に、これら各行政機關の内部部局及び附屬機關に關しましては、官房、局、部、課、係の外、必要のある場合は總局、班、及び總務室などを設けることとしたしまして、現行の制度と異なる点はありませんが、部以上の設置及び所掌事務等は法令でこれを定めることとしたしました。最近における省又は廳の設置法におきましては、同の名稱、所掌事務等は法律で定めることが原則となつておるのであります。この法案におきましては、行政機關の内部組織をどのように定めるかという問題は、行政部自身が決するということ、が、實際行政の便宜に適ひ、行政事務の機動性を確保する上に適當であるという見地から政令事項としたしたのであります。但しこれによつて部局が濫立されることはもとより避けなければならぬのであります。部局の増設に當りましては予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ旨の規定を設けまして、予算上から制約を認め、且つ予算の議決を通じて部局の設置については國會の關與を確保いたしておる

のであります。

次に、行政機關の長の権限につきましては、大体において現行の制度を踏襲しておりますが、地方公共團體の長に對する各大臣の権限その他について若干の相異が存しております。各行政機關に置かれる職員に關しても、大体において從來の制度と変化はありませんが、新たに總務長官の職を設けたことが著しい相異点であります。これは國家公務員法におきまして、從來いわゆる事務次官が特別職と定められまして、大臣が自分の欲する人物を自由に次官に任用し、且つその省の政務に參画せしめることによつてやや政務官的な地位の職となつたので、これに應じまして、從來のいわゆる事務次官に當るものとして總務長官を置くこととしたのであります。

最後に、公團は現行制度におきましても、特定の事務に關しまして實質的に國の行政組織の一部を成す行政機關と同一の取扱を與えられておるのでありますから、この法律案はその實質に即しましてこれを國家行政組織の一部を成すものとしたしまして、公團として設けられるものは別表にも掲げることとしたした次第であります。

以上申し上げました諸点が國家行政組織法案の主な特徴でありまして、要するにこの法案は現行の行政組織の体系を一定の規格に基いて整理することを第一の目的としたものであります。このような形式的に整理されました行政組織の實體に關しましては、こ

の法案に基いて個々の設置法で定められることとなるのでありますが、それらの内容につきましては、もとより尙今後におきまして改革が行われることが予想され、現に政府は臨時行政機構改革審議会を設けて、早急に機構改革の成果を得るよう努力いたしておるのでありますが、その成るに従ひまして、逐次この法律の定める行政機構の種類の中にこれを採入れまして、我が國の全行政組織が整然たる秩序を以て構成されて行くことを期待いたしておるものであります。詳細の点につきましては逐次御質疑に應じて御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを希望いたします。

○委員(下條廣壽) どうぞ、御質問ありませんか。

○山下義信 私は総体的な質疑をいたしまして総理の御答弁を得たいと思ひます。

この行政官廳組織法の重大でありますことは今更暇を要しません。只今國務相から提案の御説明がございましたが、極めて簡単な御説明、單にこの法案の表向の、いわゆる通り一遍の御説明でございまして、総理にそれ以上の御説明を得たいと思ひます。

この國家行政組織法に關連いたしまして、即ちその実体であります各省設置法案が揃うて出ませんという、私共果してこの本法案が生きていくかどうかということが、掴み得ないのでございしますが、まだ各省設置法案が出ておりませんから、この法案の上で伺わざるを得ないのであります。その意味で以下数点お尋ね申上げるので

あります。行政機構の改革につきましては歴代の内閣が政策として掲げ來りまして國會に對しては、その意味のことがしばしば公約せられてあるものであります。併しながら未だその実行を見ないのであります。今閣下内閣におきましては、國會に對しては、總理の一般施政の御演説の中にはございまして、この行政機構の改革につきましては總理として相當の御決意があるか、新聞紙上その他におきまして伺つておるのであります。果してこの内閣におきまして、如何なる行政改革をなさるうとお考えになつてありますのか、その御方針を承りたい。いや御方針ではないのであります。すでに具体的に実行の段階に入つておられます今日、どういふ改革をなさるのであるか、それを明らかにして頂きたいと思ひます。

即ち今日御提出になりましたこの國家行政組織法が、これが芦田内閣のなさるうとする行政改革のこれが根本でありますか。即ちこの内閣の行政機構改革の御方針が具体的に現れたものがこの法案でありますか、言うまでもなく先程申し上げましたその実体である各省設置法の御提出を予見して含めてお尋ねしておるのであります。これが根本でありますか、この原則に基いて各省設置法が出るのでございしますから、先づこの根本原則をお定めになりましたこの法案、これが芦田内閣のなさるうとする行政改革の大体のこれが骨子となり、御方針となつておられるのであるかどうかという点であります。尙この組織法並びに今後御提出なる各省設置法案、これを引

つくるめまして、これがこの内閣の行政機構改革の全体でございしますか、或いはまだそれ以外に何か行政機構改革についての重大なる御構想でもあるのでございしますか、これが全部でございしますかどうか。その点を伺いたいと思ひます。若しこの國家行政機構法案が、これがいわゆる行政機構改革の原則を示す法案であつて、これでやるのだ、こういう御所見でございしますならば、言うまでもなく議院内閣制に基きますこの行政改革がなされなければなりません。この趣旨がこの法案のどこに出ているのでございしますか、伺いたないのであります。換言いたしますれば、内閣總理大臣の権限が強化せられ、内閣の力が強くなつて、行政機構の上に力強く出て來なければならぬと思ひます。それがこの組織法案のどこにその骨子が取入れられてありますのか、お示しが願ひたい。且つ又總理は自分の内閣でやる行政機構の改革は片山内閣で言つておつたときとは少し違ふのであつて、自分の内閣では能率化ということに重点を置きたいのだ。これは我が參議院の本會議でも御答弁に相成つておられますが、その能率化ということに重点を置かれるというその原則がこの組織法案のどこに現れておるのでありまするか、お示しが願ひたいと思ひます。

第二点といたしましては、この行政機構の改革ということと行政整理ということは表裏一体をしておるのでありまして行政整理を外しての行政機構改革というものは成立しない。行政整理という点につきましては、總理は人員の整理の点につきまして大分具體的の考えを持つておいでになるようであ

ります。が、いわゆる二割五分の天引なんかはしないけれども、併しながら相當人員整理をしなくてはならぬ。これは政府の義務であるということをお述べになつたということが新聞紙上に現れておりますが、果してどの程度まで行政整理をなさるうとするお考えがございしますか、お示しを願ひたいと思ひます。今日行政整理の要望せられてあります点は、財政膨脹の抑止の点、インフレ阻止の根源は實に行政整理にあると言われております。それらであります。重大なる問題でございします。これが從來いわれるやうに稱して、ただ口頭で終つておられますことは、今更申すまでもございしません。これをあなたの内閣におきましてはどの程度實現なさるお考えでありますか、お示しを願ひたいと思ひます。

先般長期經濟の御計画が御発表に相成りまして、相當國民はセンチションを起しておられますが、併しながらその外資導入の受入れ態勢に當りましては行政整理の断行ということとすでに識者の一致いたしておられますところ、ございまして、その行政整理の断行、行政機構改革の断行のできる内閣こそ國民が支持したいと要望しておられます。ございします。この「そうだ」と呼ぶ者あり。相當の御決意がございします。御明快な御答弁を願ひたいと思ひます。

第三点といたしましては、只今船田國務相の御説明の中に重大なる点がございまして、部局の設置に關する法律と政令との關係をお述べになりましたが、これは他の同僚議員からも質問いたすことであらうと存じます。か

ら私は省略いたしますが、この際總理の御見解を承つて置きたいと思ひます。これは、部局の設置でなくしまして、私はこの行政部の全官吏の總定員というものは、凡そ幾十幾十萬人の官吏を使うという總体の定員、これは少くとも法律で規定するの憲法に即するものではありますまいか。いわゆる公務員を罷免する、公務員を採用することは、國民固有の權利であると憲法が述べておられます。その趣旨から申しますと、一方におきましては成る程予算でこれを制約する、予算でこれを決議するといふ機能があるのか、よく見えておられますが、併しながら官吏の總定員を幾十幾十萬人の枠内において行政部がこれを適宜配置して使用するべきであるといふ總定員の点は法律で制定するのが至當ではないかと私は考へるのでございします。その点總理はどうお考えになりますか、御所見を承りたいと思ひます。

次は、第四に次官の問題であります。この組織法の中にこれは重大問題の一つであると思ひますが、從來の次官を總務長官にいたしまして、新たに特別職の次官を置くということに相成つております。これに關連いたしまして伺ひます。これは、現在の第二國會限り置かれてあります政務次官、これはこの國會限り廢止なさるお考えでありますか、即ち言い換へますればこの行政組織法案によりましてこの特別職の次官、これを國會議員を以て充てるというお考えでもお持ちでありますか。但しこれは選挙法の改正案がまだ出ておりませんからその辺は分りませんから伺ひたいと思ひますが、いやそ

うです。この組織法の中にこれは重大問題の一つであると思ひますが、從來の次官を總務長官にいたしまして、新たに特別職の次官を置くということに相成つております。これに關連いたしまして伺ひます。これは、現在の第二國會限り置かれてあります政務次官、これはこの國會限り廢止なさるお考えでありますか、即ち言い換へますればこの行政組織法案によりましてこの特別職の次官、これを國會議員を以て充てるというお考えでもお持ちでありますか。但しこれは選挙法の改正案がまだ出ておりませんからその辺は分りませんから伺ひたいと思ひますが、いやそ

の意味で以下数点お尋ね申上げるので
つくる。めまして、これがこの内閣の行
の考えを持つておいでになるようであ
疑いたすことであらうと存じまするか
出ておらん、これは前の内閣から続い
んから伺うのであります、いやそ

じやない、これは国会議員を用いる意
思がない。政務次官はこの国会限りで
廃止するといふお考えでありまするか
どうか、その辺を伺いたいと思ふので
あります。尙この大官は政策並びに企
画に參與するとあります、即ち大臣が
不在のときにはその大臣の職務を
代行するといふことが規定されてお
ります。内閣法の規定によりますると、
言うまでもなく大臣不在の場合は他の
大臣がこれに代つて行ふことが規定さ
れてあるものであります、大臣にあ
らざる者が大臣の職務を代行し得られ
ますかどうか、その点總理はどうい
う解釈をお持ちになつておりまするか
伺いたいと思ふのであります。

以上の諸点を御答弁を得まして、尙
十分でございせんければ重ねて伺
たいと思ふのであります。

○國務大臣(廣田均) 山下君の御質
問にお答えいたします。この國家行政
組織法案と言います法案は、在來勅令
政令を以て規定しておつた行政組織を
新たに法律を以て規定したのでありま
して、古い各省官制通則という名前の
勅令によつては國家行政組織法と同
一の形態のものが行われておつたので
あります。でこの新しい法律が主と
して目標としておるのは、終戦後の新
らしい行政組織の改組をどういふう
に改めて行くべきかという点にあつた
のであります、それは憲法並びに國
家公務員法の規定によつて官吏が國家
に奉仕すべき任務について新らしい
考え方が行われることになつておるの
でありますから、その意味において旧
來の各省官制通則とはその内容の、形
においてよりも、むしろ精神において
飛躍的な改革が行われたと言ひ得るの

であります、行政組織の具體的の形
体については専らこれを各省設置法案
に譲つたのでありますから、この行政
組織法の中には、それらの具體的の間
題は一つも現れておりません。従つ
て若し機構改革、行政機構改革とい
う山下君の御注意であるならば、必ずし
もその個々の機構の改革が、只今の國
家行政組織法の中には現れていない
のであります。この法律の中に現政府
が採らんとする行政機構の改革が、如
何なる形で現れておるかという御質
問に対しては、この中にはそういう意
味の各省の形に關する具體的の考
え方は現れていないとお答えする外に
途はないのであります。併しながら行
政機構の改革及び行政全般の機構の改
政につきましましては、行政調査部にお
いて一應の原案ができておつてあり
ます。閣議においても、その方針をすで
に決定いたしました、その中の一部分の機
關については、それ、具體的にこれ
を廃止するもの、或いは地方自治体に
委譲するもの、若しくは更に改めて今
後一つの省を設けべきもの、或いは應
として新たに設けべきもの、或いは廃
止すべき局等についても、具體的に目
下政府内部において決定中でありま
す。その中の一部分のものは關係筋と
打合せを遂げておる最中でありまして
遠からずその具體案を國會の審議に付
することになると考えております。

尙行政整理につきましましては、それ、
の省において能率の發揮のために、或
いは事務簡便のために、今後縮小し得
べき定員を具體的に調査せましまして、
行政調査部の方へ報告を求めており、
すでに大多数の省からは、それ、の
具體案が出ておりますから、これを余
り長き時間を経過することなくして、
國會に御報告することができると考
えております。行政整理及び行政機構
の改革については、内閣としては固き決
意を以てこれを断行する所存でありま
す。

次に、大臣の不在の場合には次官が
これを代理し得るといふ規定について
の質問でありましたが、從來といへど
も、場合によつて大臣がその事務を執
り得ないときに、次官がこれを代理し
た場合もしばしばあつたわけでありま
して、その規定は或る意味において従
來の實際の姿を法文の上に書き示し
て疑いを残さないようにしておこうとい
う趣意であります。政務次官は法律に
明記してあるごとく、第二國會を以て
現在の政務次官制度は廃止されること
になつております。將來これをどうす
るかといふことは、只今研究中であり
まして、未だ最終的の決定にはなつて
おりませんが、國家行政組織法中に次
官を特殊の職務に參與せしめる機關と
いたしましたことは、必ずしも現行の
政務次官に代る制度という意味ではな
いのであります。國會議員が只今の
「國家行政組織法」中に掲げておる各
省の次官に就任することが許されるか
どうかといふ点につきましましては、今少
し國會内の御意見を非公式によつて伺
つた上で、その点をばつきりと定めま
して、ここに掲げられておる次官は
國會議員たる人を用いないのであるか
或いは又國會の議決を経て國會議員を
次官に任用し得るがごとく制度にする
かといふ点については、今暫く諸般の
情勢を研究いたしました上で決定いた
したいと考えておる次第であります。
今日行われておる政務次官と別に、參

議院及び衆議院の各委員會との連絡の
任に當る特殊の機關を設けてはどうか
という議論も行われておりますので
只今はその方法についても研究をいた
しております。本會期中には具體的の
案を決定いたしましたして、國會の審議を
求めたいと考えております次第であ
ります。

○山下義信君 總理の御答弁の第一の
行政機構の改革は、この國家行政組織
法案の上には出ていない、こういう御
答弁で、各省設置法案が出たときに見
て呉れる、そこではつきり分る。こ
ういふ御答弁で、廣田内閣としての行政
機構の構想は只今おつしやしません、
深くは……おつしやることではないので
ございませう、重ねては伺いませ
ん。併し各省設置法案といふのは、こ
の國家行政組織法といふものを基準に
してお作りになるのとは違ひますが、
國家行政組織法とは關係なしに各省設
置法案といふものが出ますのですか、
この國家行政組織法といふのは何の法
律でございませう、これは我が國の行
政組織の根幹をお決める法律でござ
いませう。それはすでにこの法律
の目的の最初にそれを掲げておいでに
なります、これが若しあなたが行政機
構改革を行われんとなさるのならば
その御意圖がこの國家行政組織法の上
に現れていなければならぬ。ここに
お決めたつていないことを各省設置
法案でお作りになることはできない
法案とは思ふ。それでこの國家行政組
織法は根本基準をお定めになつたので
すから、特に廣田内閣の行政機構の御
意圖がこの法案の上に出ておるかとい
うことを私は伺うのであります。何も
出ておらん、これは前の内閣から続い

て行政調査部がやつた、それが作り上
げたものを自分が總理大臣になつたと
きにこれを提案したのであつて、何も
廣田内閣が特に力を入れたものでは
ないとおつしやるなら、それでよろし
いのであります。何かあなたの獨特の
御見解、この内閣の獨特の何か抱負が
この法案に出ておるかといふことを承
わりたい。例へば一例を挙げて申上げ
ましよう。行政組織の行政官廳の種類
をお定めになりました。府といふのを
お設けになりました。何のために府を
お設けになりましたのか。行政調
査部の練達進能なお方が考え出して、
こういうことを原案に持つて來たから
御決裁になつたのですか。何のために
省といふ以外に府といふものをお設け
になつたのですか。内閣總理大臣の權
限を強化することが、今日新憲法の獨
特の行政府の在り方であり、行政權
の在り方である、これは言うまでもあ
りませんが、それを十二分に御發揮な
さるということが、今後の國家行政組
織の根本方針でなくちやならんと思
はれるが、それが即ちこの行政組織法
のどこにお示しに相成りましたかとい
うことを伺つておるのであります。も
う一度その辺を明らかにお示しを願
いたい。それから行政整理につきまし
ての具體的なお考えのお示しが願われ
ませんでした。即ち官吏の人員を相當御
整理なさるお考えがあるかどうかとい
うことを、もう一度伺ひ申上げま
す。それから尙官吏全体の總定員を定
めることは法律によることが適當であ
ると思はれるが、總理はどうお考えに
なります。あなた憲法につきまして
は御權威あるお方であるから、たま
たま總理大臣の重責にもおいでになる

ので、その点の御見解を私は承わつておりますが、御答弁がございませんでした。併せて重ねて御答弁をお願いいたします。

○國務大員(青田均君) 只今國家行政組織法の中に特に青田内閣の政策が盛り込んであるかというお尋ねでありましたが、これは如何なる内閣でありまして、この程度の組織法を作るといふことが、これは当然でありまして、特に青田内閣なるが故にこの点についての特色とすべきものを挙げるという御意見でありますれば、私の方内閣として特色とすべき点は、この中には繰込んでありません。府というものを設けたのも新しい制度ではありません。今までは總理府と言つておつたのを今度は總理府という名にする。司法省が法務廳になつたそれが法務府になる。これは名前を変えたのは制度の必要上変えたので、内容實質上において、特に従来の總理府が總理府となることによつて大きな変更を受けるというところではないのであります。尙只今すべての國家の行政組織が具体的にこの法律の中に一本で出るような行き方をするか。或いは國家行政組織の中で抽象的な大臣、次官、局長の権限、或いはその権限の中の命令事項等を定めたものが國家行政組織法であり、單に各省に互る具体的な組織を定めたものが各省の設置法案であるというところは、山下さんの御承知の通りでありまして、政府といたしましては、それを必ずしも一本の法律にしないとも、便宜のためにこれを國家行政組織法という一つの通則を設けて、そして各省に互る具体的な組織等については、それらの各省の設置法案に譲る。こ

ういう考へ方で立案をいたしました次第であります。

尙行政組織の改革及び行政整理の具體的の案につきましては、先程お答えした通りであります。今日の政府の在り方としては、最後の発表をいたしました前に、これら關係方面との了解を必要としたのであります。それができ上ります以前に、具體的の案を國會において政府より説明したことは困難な事情があることは御了解下さると思ひます。

それから役人の人数を法律を以て定めることによらうという御意見であります。これは言うまでもなく各省の定員は、それらの法律規則によつて定められるものであります。國會はそれらの点について、予算その他の点から十分に監督される権限をお持ちになつておる。併しながら各省の定員を一々法律の規定によつて定めるといふことは、時によつては必要な場合に時機を失するごとき虞れもあるという考への上から、各省の定員を法律で決定する方針は今の政府においては採つていないのであります。その点は必ずしもこれを固執する必要はないと思ひます。國會の方において多数の御意見が法律を以て定員を定めることがよいという御意見であれば、政府としてはその点を十分勘考することに答かのものであります。

○山下義信君 この法案は別にこの内閣が獨特の何れも考へを持つたものでないといふこととございまして、それならばそれでよろしいとございします。そうするとこの本部というものを設けますといふことも何れもこの内閣の特別の考へではないと承知してよろしいので

ございします。そうすると本部は總理大臣を以てこれに當てるといふあのことは、この内閣の考へではないので、何れも特別の考へではないのであります。そうすると先般何かこのことを閣議で御協議になりましたのと同じです。これは現在の安定本部の在り方につきましては、ここにどういふものを基準法の中にお定めになりましたのか、この内閣のお考へ方ではないかと思つたのであります。それもそうではないといふに承知してよろしいとございします。それから私が伺ひますのは、例へば公團というものをこの國家行政組織の一部にお加へになつた、これも何れもこの内閣のお考へではないと承知してよろしいとございします。又例へば非常にこの行政改革の上においては、能率化ということに重点を置くという總理の本案議におきまする御答弁であります。これはこの能率化といふことにつきまして、何もこの上にはあなたのお考へも現れておるか、この考へてよろしいとございしますか、その点を尙重ねて私は念を入れて伺つて置きたいと思ひます。

○國務大員(青田均君) 本部というのは主として安定本部を指すのであります。これは御承知の通り從來安定本部の命は一年ずつに切つて出しておられます。極めて臨時な制度でありますから、特に安定本部といふものは各省とは別な取扱ひ方をします。こういうふうな考へ方にしておるわけでありまして、それから能率化の問題は、正直に申しますと、法律規則による部門は、例へば重複したる機關を統合するとか、或いはその他事務の妨げとなるがごときは彼らに煩瑣なる組織を簡素にするとい

う部門においては、法律の力によつてこれを改めることができるのであります。現在の行政組織全般についての進め方は、むしろ臨時的改正の部門に重きを置くべきである、かように考へております。國家行政組織法の中には特に行政の能率化といふふうな意味における規定は多く含んでいないものと御了承願ひます。

○山下義信君 もうこれで私は伺ひません。数回伺ひましたところ、結局は何れもこの法案に關しては、あなたのお考へも御抱負も關係がないといふことに歸着いたしました。が併しながらこの法案によりまして、内閣でお考へにならなければならぬことが多々出るだらうと思ふのですが、それも何れもお考へがなさうであります。これも念のために最後に伺つて置きます。

すべての委員會でありますとか、院とか廳とかいふものの外局になりますといふことが、明らかにこの法案で規定せられます。そのいろ／＼なものといふゆる總裁などを國務大臣がいたしておられます。外局になりますと、國務大臣がそれに當ることができんと思ひます。例へば行政調査部の總裁であるとか、建設部の總裁でありますとか、これは省になればともかくであります。例へば地方財政委員會といふものの担当の國務大臣がある。事務の担当の國務大臣がある。それらの外局も担当するといふのは、この基準法で申しますとどういふと適當でないように考へられまして、いろ／＼國務大臣をあなたがお使いになります上において、担当事務の区処の上に何らか基準がでます。と考へえにならなくちやならんと私は考へますが、内閣の運用の上におき

まして何れ一向關係がございませんか。何らか考へをお持ちになつておりますか。その点を念のためにもう一度伺つて置きたいと思ひます。

○國務大員(青田均君) 今日の國務大臣の大部分はそれらの事務の管掌によりまして、或いは賠償事務でありますとか、或いは行政調査部の仕事であるとか、事務の管掌上分担をしてゐるわけでありまして。併しながら今日の経験によりまして、少しもこれがために不便を感じたことはないものであります。今後或いは外局の長であつても、場合によつては國務大臣を以てこれに當たらしめることがあるかも知れないと思ひますが、これも少しも差支はない。かように考へてゐる次第であります。

○山下義信君 只今總理は重大な御答弁をなさいました。外局の長でも國務大臣をこれに充てるというところは、この組織法の中に書いてあります。この組織法を見ますと、大臣は外局の長に當ることはできない。殆んど各省大臣しか置くことができないように基準法では見えるのであります。今までの無任所大臣は内閣法の規定でございしますが、この組織法によりまして、外局の長には大臣を以て當てることのできないようになり解しております。どこに大臣が外局の長に當ることができるとございしますか。

○國務大員(青田均君) 外局の長に當つて差支えないといふことは書いてございませぬが、外局の長とすることができぬとも書いてありません。外局の長になつても差支えないと思ひます。

省に互に具体的組織等については、それ／＼の各省の設置法案に譲る。こ
考ではないと承知してよろしいので
徒らに煩瑣なる組織を簡素にするとい
は考えますが、内閣の運用の上におき
て、この間取つた民主政治のために
……むろん国会議員の中から出仕に
なるという点になると国会の同意を
経なければならぬという、國務大臣、
總理大臣、政府等の正しい立場もあり
ますが、国会議員の同意を得たところ
の次官を出すということが民主政治
にふさわしいものと考えます。どうぞ
そういう点について御答弁を願いた
い。

○國務大臣(青田均君) 例え安定本
部のことにつきましては、私が總裁で
あり、安本の総務長官は國務大臣であ
りますが、私の指揮命令を受けます。
又行政調査部の仕事をしておられる船
田國務大臣は、その所管の事務に關す
る限り總理大臣の管轄を受けるのであ
ります。その点は少しも差支えはない
のであります。

○小川友三君 簡単に本案につきまし
てお伺い申し上げます。第十七條のこと
につきましてお伺い申し上げます。曾て
この間の決算委員会に船田國務大臣が
お見えになりまして、今度できる次官
は國會議員でないところの次官を出す
のだということを言われたように記憶
いたしております。只今の總理大臣の
御意見では國會議員から出さか一般か
ら出さか、まだ分らないようなことを
申されたのでございしますが、この点に
つきまして國務大臣船田さんと總理大
臣と意見が合致してございしますが、ど
ちらが本意であるか、大體國會議員に
あらざるところの次官を出すというこ
とは、これは政治の退歩であると思は
れております。民主主義政
治の退歩であると思はれます。素人を勝
手に次官に當てて、大臣の代りを不在
の場合にはやらせることは、民主主義
政治の非常な退歩であると思はれます。
次官は是非とも國會議員から出して貰
いたいのであります。そうでないよう
に思ひますので、その点を決まつてい
る範圍を是非明確に御答弁を御願ひい
たしたのであります。それが今の總

理大臣の御意見の中で、新しい考え
方が國民にいろ／＼あるように思われ
るというふうな節の御答弁があつた中
に國會議員でない人で次官になりたい
という人が沢山あつて、その人々は動
いておるというように、まあこれは勝
手に思ひますが、この点につきまして
總理大臣のお氣持をさつぱらんにこ
こで打明けて頂きたいのであります。
それから能率を上げる本意と言ひなが
ら第五條の方を讀んで頂きますと分り
ますが、法務總裁はその地位に最もふ
さわしい者の中から總理大臣が指名を
するが、外の大員はそれが書いてあり
ません。外の大員は誰でもいい。農林
大臣に素人がなつても、農林行政に暗
い者がなつてもいい。水害があるうが、
どのくらい米が獲れるか、見当が付か
ない。肥料問題にしても硫酸アモモニ
アをやるべきものを硝酸アモモニアを
配給してゐるというように非能率的な
仕事をやつてゐる。即ち農林大臣の地
位に最もふさわしい農林大臣を選べと
いうことは明記してない。又地位にふ
さわしい總理大臣を置くということも
明記してない。それに対して總理大臣
の責任ある御答弁をお願いいたす次第
であります。それから第三條に府は法
務府と總理府と二つであるということ
を國務大臣の船田さんはおつしやいま
したが、總理大臣に伺ひますが、宮内
府は吸収したのであるが、抹消したので
すか、それにつきまして責任ある御答
弁をお願いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(青田均君) 小川君の質問
にお答えいたします。法務總裁のこと
を特にここに書きましたのは、別に各
省大臣よりも法に通過した特殊の理由が
あるというのではあります。從來各

省の中で扱つておつた仕事以外に新ら
しく法務府なるものを設けましたのは
時代の進化に伴つた新しい制度であ
ります。從來國民の間で十分法務の方
の仕事が理解されてないことを懸
念いたしまして、特に法務總裁のこと
を書いたわけでありまして。各省大臣と
雖も、無論内閣總理大臣が最も適任者
を選ぶことにおいては、少しも法務總
裁の場合と異つておりません。新らし
く法務總裁なる地位が設けられたがた
めに、念のためにかような簡條を入れ
たに過ぎないのであります。

それから宮内府は將來宮内廳となり
ます。名稱は府と廳と変りますから、
府は二つに限ると、こういうことに新
ら／＼内閣の總理府設置法と申します
か、そういう法案の中にそのことは出
て来る筈であります。

それからもう一つお尋ねになりました
た点は、恐らく船田國務大臣の意見も
決定的な内閣の決定をお話になつたの
ではなかつたと思ふのですが、内閣で
はその点をまだ多少研究する必要があ
りまして、最終的の決定に至つてお
りません。なんといつたしましても國會
議員を次官に任用するということは、國
会の同意を得なければならぬのであり
ます。かような決定に到達する前に、
參議院の御意見を非公式に伺つて、
然る後に最終的の決定をしたい、さよう
に心得て、その点は違つてないもので
あります。尚、議員以外の方から次官
を採る場合弊害がありはしないかとい
う御意見でございします。從來の経験に
よりますと、次官の地位に議員以外の
者がなつたがために特に弊害というの
はなかつたのでありまして、そのた
めに事務次官の短を補う機關として政

務官の制度等も活用いたして來た次第
であります。この点は必ずしも國會議
員でなければならぬといううまだ十分
の確信を持つに至つていないのであり
ます。或るべく近い機会にはつきり内
閣の議を決定したいと思ひます。

○國務大臣(船田均君) 只今小川委
員からのお尋ねの中で、次官の問題に
關して、私が國會議員から採らない方
針だと申上げたというふうな小川さん
はお考えのようですが、私そういうこ
とを申上げた覚えもございせんので
何かのお聞き違いではないかと思ひま
す。(その通り)と呼ぶ者あり)國會
議員から採るか採らないかということ
は、國會法の方の問題でもありますの
で、まだ決まつておらないということ
を申上げたに過ぎません。國會議員か
ら採らないといううなことを申上げ
たことはございせんので、從つて只
今總理の答弁と全然矛盾するところは
ありませんので、念のために申上げま
す。

○小川友三君 總理大臣にお伺い申上
げます。國會議員以外から次官を出し
ても今までに弊害はなかつた、こう申
されておりますが、私は改めて民主黨
の總裁であられる總理大臣にお伺い申
上げます。國會議員の中から大臣に代
るべき次官を出すのは當然だと思ひま
すので、閣議においても國會議員の中
から次官を出すように願ひたい。國民
の代表でない者、即ち議員でない者が
次官になつては非常な弊害が伴うとい
うことはこれは想像ができるのであり
ます。それは政治が腐敗をし、或いは
閣議が或る力を以て次官に入つて來る
隙があるし、いろ／＼非難、悪材料
が出る場合が想像できるのでありまし

て、この間取つた民主政治のために
……むろん國會議員の中から出仕に
なるという点になると國會の同意を
経なければならぬという、國務大臣、
總理大臣、政府等の正しい立場もあり
ますが、國會議員の同意を得たところ
の次官を出すということが民主政治
にふさわしいものと考えます。どうぞ
そういう点について御答弁を願いた
い。

○西山龜七君 私は全体的のことにつ
いて總理大臣に御質問申し上げます。こ
れまでにあるあらゆる國家の機關、又
最近新らしくできております國家の組
織に職を奉じておられる人々に対する
政府の給與の支給方針と、これに關連
する問題について總理大臣の御所見を
伺ひます。

第一は先般問題となりました裁判官
に対する待遇と一般官吏に対する待
遇を如何に差別をつけて支給せられる
御方針であるか、同じ年齢で、同じ年
校を出て、甲は裁判官に、乙は各省の
官吏に、丙は或る技術方面に等々、お
のそのその自己の性格や、志望等によ
りまして、國家のあらゆる機關に奉職
しておるのが人情であります。然るに
裁判官は特殊な地位に置かれてゐると
いう關係で、特別な待遇をすべきが當
然であるかどうか。當時或る新聞のご
ときは、大きな見出しを以ちまして、
この待遇問題を取上げてまして、裁判官
は最低一萬元というがごとき報道をし
ておられることは御承知の通りであり
ます。政府といたしましては裁判官と

一般官吏との給與に対する支給方針を如何に考へておられるか。同じ学窓を出て、同じ國家の機關に職を奉じ、同じ年月を奉職いたしまして、同じような家族を持つてゐる者で、一方は裁判官であり、一方は他の官廳の官吏である者といひまして、その給與を何程の差額をつけて支給せられる御方針であるか、その根拠と、差別の程度を明確に御説明を願ひたい。

それから第二は、裁判官は特別な位置を保つて行かなければならぬ關係で、特に優遇せなければならぬという理由の下に、特に他の官吏と差別をつけて待遇するとなれば、他の國家の諸機關に奉職してゐる者は、その職責に最も忠実でなくともいいという印象を與えるのではあるまいか。同様に卒業した友人が裁判官になつたために、國家より特別な給與を受けるなら、我々は自己の職務を利用して役得をして差支えないのじやなからうかという考へ方も起つて來るのではあるまいか。御承知のように生活困難なる現狀におきまして、おの／＼その立場を異にいたしました者といひましていろいろの考へを持つものを見なければならぬと思ひます。私は過般の新聞記事を見まして、これは思想上非常に悪い影響を及ぼすのではあるまいかと心配した次第であります。特に官僚達のお考へを持つておられるか、この点をお尋ねしたい。

最後にお尋ね申上げたいのは、名譽ある位置に就く者は、その位置の關係上、物質上の待遇を問題とせないことは古來一般の常識となつておるのであ

ります。その意味におきましては裁判官のごとき地位にある者は、その地位名譽のために逆に一般官吏より薄給でも可なりとも言ひ得るのであります。裁判官の地位を持つために特別な待遇をせなければならぬとせば、私は一般官吏は社會の罪惡と闘ひ、これに打勝つて行くために、先ず第一に生活に不安を與えない程度の給與を與へべきであると確信する者であります。要は生活の安定が根本でなければならぬと思ふのであります。私は過般の新聞を見て、現在如何なる地位にある者でも、闇の生活を送つて、配給物資による嚴格な意味における生活をせんといたしますなれば、特別に金錢を以て優遇をして貰つても、それは意味を成さないではあるまいかと思ふのであります。裁判官のごとき、特殊の地位にあるという意味で、金錢を以て優遇をしても何らその支給の精神に副わぬであらうまいか。現在の社會の現狀は、

よく私に考へるのであります。永い慣例によります裁判官と一般官吏の公吏との給與の均衡等を考慮されまして、そこにいろいろの思想に悪影響を及ぼさないように善処すべきであらうまいか。その点につきまして一から三點まで、總理の御所見を承かりたいと思ひます。

○國務大臣(齊田均) 答へたいします近代の民主主義を採用してゐる國家におきましては、申す迄もなく法治國の精神が國內に徹底するとき施策を行ななければならぬのであります。法の尊嚴を維持することが國內の民心を安堵せしめる最も根本の條件であることは御承知の通りであります。それがためには國內の優秀な人材を

裁判官に配置し、廣く國民の信頼を得るべきこと立派な司法の權威を示さなければならぬと考へるのであります。そういう意味におきましてイギリス、アメリカ等においても、特に裁判官に優遇の途を開いておることも御承知の通りであります。我が國においては不幸にして今日までその点においてやや司法の尊嚴を維持する方法を考慮しなかつた点があると思へられるわけであります。そういう意味において今回裁判官に対する特別な給與を定めましてすでに衆参兩院に審議を願つております。司法委員会において法務總裁よりまず詳細に説明をいたした筈であります。極く大まかな数字で申しますと、普通の行政官に比べて裁判官の受ける俸給は、特に手厚い者で、又等しい者とあります。例えば最高裁判所の長官は、内閣總理大臣と同一の俸給を受けます。俸給というよりも報酬と言つております。最高裁判所の判事は國務大臣と同額の報酬を受けております。それ以下の裁判官においては、いろいろ段階が分れておまして、詳細の数字を今ここで申上げるとは困難であります。概して一級官、二級官の裁判官の報酬は、行政官廳の同階級の者に比して、多くなつておるのであります。その程度は場合によつては四割から五割になつておるかと思ひます。只今のお話のように、同じ學校を出まして同じ年限政府に勤めて、裁判官なるが故に特に多くの報酬を受けるといふことは、他の行政官に対する精神上の影響が惡くはないかというお話でありまして、或いはさうな考へを抱く者があるかと思ひますが、大体裁判官といふがごとき責任の重い、殊

に新憲法による裁判の地位から考へた場合に、他の行政官よりも裁判官に高い報酬を國家が支給するということは、司法の尊嚴を維持するために、又裁判所に人材を吸収する上においても適當である、かような考へで、或る場合には行政官よりも比較的高い報酬を受けることに決定したわけであります。併しこれは必ずしも國家の公務員のみに限らず、實際社會の生活を見まして同じ學校を出て同じ期間働きのながら、或る職業においては多額の手當を受け他の職業においては、比較的僅かな報酬を受けておるといふのが、實際の例であります。これらのことはその時と場合に応じて國家が適當にこれを決定することが實際に即して行方であるとかやうに考へておる次第であります。

○中川幸平君 本法案に關連いたしまして、一言お尋ねいたして置きます。青田内閣は四月、五月、六月と暫定予算を提出されて、近く本予算を國會に提案されることになつておるやうであります。五ヶ月の通常會期の期間に間に合はなくて、四十日の會期延長に相成つたのであります。申す迄もなく、これは新物價体系及び行政機構並びに行政整理のいろいろの事務が決まらなかつたためであらうと存するのであります。然るところ、先般の當委員會におきまして船田國務相が、行政調査部の審議會が毎週一回宛開催いたしておつて、六月の月末に答申案が結了するやうに話されたのであります。私はこの点について誠に不可解に考へておるのであります。予算の大部分を占めるものが官公吏の人員費その他であらうと思ふのであります。この本予算を組む

に當りましては、行政機構の改革の工合、或いは行政整理の大体が決まらなければ、その予算は組めない筈であると思ふのであります。今日國民は大々的の行政整理を要望いたしておるのであります。即ち地方公共團體は大々的に出先機關の整理を要望いたしております。その他いろいろ行政機構の改革を叫んでおるものであります。果してさうなぬるやうな方でありましたら、毎週一回で六月月末まで掛かるものなら毎週三四回やれば五月中に済むのでないであらうまいか。その点を非常に不可解に思ふのであります。果して青田内閣がこれを断行しようという御意思があるものでありますか。あるならば、五月中に今同予算にその点が現われなければならぬと考へるのであります。それらの点につきまして、總理並びに船田國務相の御答弁を願ひます。次第であります。

○國務大臣(齊田均) 答へたいします。行政整理及び行政機構の改革につきましては、行政調査部において絶えず臨時の會合を開いて、又閣僚と懇談する機会を作り、極めて熱心に調査研究をいたしておるのであります。すでにその一部の提案は内閣の閣議において決定をいたしましたのであります。尙殘つてゐる部分について今日審議院行中でありまして、恐らく一應の案は來月の終りを待たずして決定すると存じております。

尙この行政整理に伴う予算の問題は整理を行つた初年度は一時國家の経費は増加いたします。整理すべき人員に支給する手當等が相當の多額に上りますために、行政整理を行なつた初年度に原則としては経費が一時膨脹いた

上、物質上の待遇を問題とせぬこと
は古來一般の常識となつてゐるのであることは御承知の通りであります。それがためには國內の優秀なる人材を

を抱く者があるかと思ひますが、大體裁判官といふのがごとき責任の重い、殊

の官公吏の人員費その他であらうと思ふのであります。この本予算を組む

ますために、行政整理を行なつた初年度は原則として経費が一時膨脹した

します。併しこの膨脹は第二年度以下の年度は整理によつて容易に償ふことのできるものでありますから、政府としては一時の膨脹を恐れて整理を怠るごときとは断じていたさなかつたものであります。さうな關係上、假に六月以後直ちに行政整理に着手したとしても、二十三年度の予算がそれがために著しき減額を見ることがある期待できない、かように見通しをつけておるわけでございます。御了承願います。

○小野賢一 本日は大體において総括質問だと存じますので、法律の各條につきましても質問は差控へたいと存じますが、この御提案になりました法律案を通観いたしまして感じましたことは、從來官制によつて國家の行政組織が作られておつたものが、法律によつて規定されるという方針が、すでに第一回の國會において打ち立てられていたことは、御承知の通りであります。

○國務大臣(船田幸三) 小野委員の御質問に對しまして、行政調査部の方で考へましたところの方針を大體申上げて、御參考に供したいと思ひます。申上げる迄もなく憲法第六十六條では一内閣は、法律の定めるところによりその首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する」と規定してありますので、内閣の組織が法律事項であるといふことは確定いたしてありまして、従つてこの内閣の組織と不可分の關係にある限りにおきましては、行政機關の組織は法律によつて定められるといふことになるのであります。併しそれ以外に、憲法では内閣の統轄の下における行政機關の組織につきましては、何ら規定を設けておらないのでありますので、府及び省の内部組織をどういふふうにするかといふことにつきまして、憲法上から特別の

要求はございせんので、法律事項とするか、政令事項とするかは憲法によつてはつきり定められてあるといふわけではないかと考へられるのであります。従ひまして行政機關の内部組織をどういふ形式で定めるかといふ問題は結局憲法によつて内閣に属せしめられたいと考へられるのであります。又行政機關の行政が遂行して行く上において、適當であると思われる原則によつて決定しても差支ないといふこと考へられるのであります。但し言うまでもなくその場合に、國權の最高機關たる國會によつて行政機關の行使が統制されることといふことは、認めなければならぬこととは勿論であります。それと調和する限りにおいて、行政部の便宜を考慮して、制度を立てるということがむしろ適當であると思はれるのであります。又、さういふ考へ方から本法案は各行政機關に配分された行政事務を所掌する上に、如何なる部局を設置し、如何なる範圍の所掌事務をこれに配分するかといふことを行政部の自律に委せまして、その實際の便宜によつて政令で以て定めることとしたしまして、これによつて行政の機動性と便宜を擴張して行く。さうしてその能率を高めて行くといふ建前を採つた次第であります。これに對しまして、こ

ういふような行政の行使に對する國會の統制が、どういふふうにして確保されるかといふことを考へなければならぬといふことは勿論であります。この點は第一に憲法によりまして、議院内閣制の原則が明らかとされ、國會は行政各部の統轄に當る内閣といふ最高の行政機關の運命を決し得るということになつておりますので、その上、強い

て行政内部の組織までに関與しなくとも、行政權に對する國會の統制は確保されておるのではないかと考へるに考へられるのであります。又第二に、この國家行政組織法案におきましては、國の行政機關の組織はこの法律で定めらるべきだといふことを規定しておりますし、又行政機關の所掌事務の範圍及び権限は、別にそれぞれ法律によつて定めらるべきことを定めておるのであります。即ちこの法案によりましては、行政機關の組織と、所掌事務の範圍と、権限とはつきりと法律によつて定められねばならぬといふ原則を確立いたしておるのであります。従つてさういふように法律によつて定められた組織を持つ行政機關が、法律によつて定められた範圍の事務を所掌するに對して、内部の部局をどういふふうにするかといふことまでも、法律によつて定むるということにならなくとも、國會の行政部に對する統制は、十分に行われ得ることと考へられるのであります。

更に第三に、先程もちよつと申し上げましたように、部局の設置は政令事項としたしておりますが、それには予算上の措置が伴つていなければならぬといふことはつきりと決めておるのであります。國會はこの予算の審議を通じて、適切な統制を行ひ得る。こ

ういふような理由から、改めてこの國家行政組織法案を作るにつきては、新たな立場から行政部の便宜、或いは行政の機動性といふようなことを考へて部局の問題に關しては、これを政令事項とする方が適當ではないかといふよう

に考へた次第であります。○小野賢一 只今船田さんの御答弁はすでに第一回の國會において労働省設置法案を審議いたしました場合に、質案應答が繰返されたものでございまして、従つて本日は法理論をこの際お互に論議いたしますことは、後の機會に待つこととしたしまして、とにかく政府は行政機關の作用の機動性の確保、或いは便宜の点から、かくすることが適當であるといふ御見解から、部局の新設等につきましては政令に委ねることが適當である。こ

ういふ結論を得られてこの法案を御立案になつたということ、本日は何つて置く程度にいたして置きたいと存じますが、參議院において過去の行政組織設置に關する法案において取りました態度が、先程申し上げたようなものである、又現にさういふ考へ方を恐らく決算委員會の委員各位はお持ちになつておるのではなからうか、かように存じますので、本日は一應この程度に止めて置きたいと思ひます。……今船田さんの御答弁がござ

いまして、総理大臣の御所見として、法理論ではなくして、從來の行政組織設置に關して取りました國會の意思と申しまするか、さういふふうには決まつておるに拘わらず、特にこれと全然正反對な内容を持つた修項をお定めになつたといふことは、政府として、内閣としてはなからうか、この点についての御所見を伺いたい、こ

ういふ点でござい

ます。○國務大臣(齊田均) その後いろいろ考へました結果、やはり行政機能の上から考へまして、特に一々部局の部門を……或る程度行政の首腦たる政

府においても、言い換えれば立法機關行政機關兩者を通じて一つの既成事実としての行政組織の設置に關する形態が生れておるのであります。ところが今御提案になりました國家行政組織法案を拜見いたしますと、内閣外局はこれを別といたしまして、内部部局につきましては、これが設置及び所掌事項に關しては奉じて政令に委ねる、こ

ういふことに相成つておるのであります。これらの事情を勘案いたしまして、政府は今回の國家行政組織法案を御提案なさる際に、又立案をせられるに當りまして、從來の國會の意思を無視して、かような法律案を立案されることになりまして、こ

ういふことになつたといふことについて、私は総理大臣の御所見を先ず以て何つて置きたいと思ひるのでござい

府に任意変更する権限を持たしめることが適當である、かような考へに更に一度立て返したわけであります。この問題は、当初からそういう考へで、衆議院その他においても一應の決定を見たのであります。参議院の御意見を尊重して、部局の設置変更について法律によるという例を暫く探つて来たのであります。更に今回この案を作り出す際に元の考へ方に帰つて、もう一應参議院において御審議を願いたい、こういう考へで提出しようとなつてあります。

○小野重吉 総理大臣の御答弁によりますと、政府としてはさうな見解をお取りになつた、かように了承いたしますので、国家行政組織法案の審議に当りましては、本委員会におかれては更に今回の政府の御意見について十分な御検討を加えられんことを、私から希望申上げて置きます（賛成）と呼ぶ者あり。

○委員（下條康蔵君） 外に総理大臣に対して御質問ございせんか……ありませんければ、本日はこの程度に止めて置きたいと思ひます。

外の問題についてお話ししたいと思ひます。今朝経済警察廳設置法案が予備審査のために決算委員会に付託されたのであります。併しその内容は治安及び地方制度委員会に密接な関連がありまますから、その委員会との連合委員会を開くことにいたしましたらどうかと思ひますが、御異議ございせんでしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長（下條康蔵君） それではさうな取計らいをいたします。本日はこれで散会いたします。

午後三時三十分散会
出席者は左の通り。

委員長 下條 康蔵君
理事 西山 龜七君
山下 義信君
委員 岩崎正三郎君
吉川末次郎君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善治郎君
小野 哲君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
兼岩 傳一君
小川 友三君
西田 天香君

國務大臣 内閣総理大臣、外務大臣
菅田 均君
船田 幸二君

五月八日本委員会に左の事件を付託された。
一、林野行政と砂防行政と一元化に関する請願（第五百五十六号）
二、林野行政と砂防行政の一元化に関する請願（第五百七十八号）

第五百五十六号 昭和二十三年四月二十八日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する請願
請願者 奈良縣山辺郡丹波町町長 京橋参三郎外三名
紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五百五十七号と同

じである。

第五百七十八号 昭和二十三年四月三十日受理
林野行政と砂防行政の一元化に関する請願
請願者 奈良縣宇陀郡大字院町町長 嶋田末太郎外二名
紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五百五十七号と同じである。

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、国家行政組織法案（第六十一号）

国家行政組織法
（總則）
第一條 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

第二條 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範圍の所掌事務と權限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

第三條 國の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会、院及び廳とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。

前項の行政機関の外、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣総

理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。

本部については、法律に別段の定めがある場合を除く外、この法律中、府及び省に関する規定を適用する。

委員会、院及び廳は、總理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

第二項及び第三項の行政機関として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第四條 前條の行政機関の所掌事務の範圍及び權限は、別に法律でこれを定める。

（行政機関の長）
第五條 總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣（以下各大臣と總稱する。）とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

法務總裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならない。

各省大臣は、國務大臣の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。但し、内閣總理大臣が、自らこれに當ることを妨げない。

第六條 委員会の長は、委員長とし、本部及び院の長は、總裁とし、廳の長は、長官とする。

（内部部局及び機關）
第七條 府、省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことを例とする。

官房

部

課
特に必要があるときは、教局の上に總局を置き、教係の上に課を置くことができる。總局には、總務室を置くことができる。

前二項の内部部局のうち、官房、總局、局、部（官房又は局中の部を除く。）及び總務室の設置及び所掌事務の範圍は、政令でこれを定め、官房及び局中の部、課、班及び係の設置及び所掌事務の範圍は、その政令の範圍内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。但し、いずれの場合においても、予算上の措置がこれに伴つてなければならない。

委員会に事務局を置く。前三項の規定は、事務局の内部組織に、これを適用する。

第八條 第三條の各行政機関には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範圍内で、特に必要がある場合においては、政令の定めるところにより、審議會又は協議會（諮問的又は調査的なもの等）第三條に規定する委員会以外のものを置く。及び試験所、研究所、文藝施設、医療施設その他の機關を置くことができる。但し、予算上の措置がこれに伴つてなければならない。

前項に規定する機關が地方に置かれる場合には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十六條の規定の適用があるものとする。

第九條 第三條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある

れで散会いたします。

この請願の趣旨は、第五百五十七号と同一

めるところにより、臨時に、内閣総

局

第九條 第三條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある

場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局（前條第一項の規定に該当する機関を除く。）を置くことができる。

（行政機関の長の権限）

第十條 各大臣、各委員会の委員長、各院の総裁及び各廳の長官は、その機關の事務を統括し、職員に服務について、これを統轄する。

第十一條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案を二案として、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機關の命令（総理府令、法務府令又は省令）を発することができる。

第十三條 各外局の長は、その機關の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に對し、案を二案として、前項の命令を発することを求めることができる。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、

第十五條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の権限に基いて、各大臣が地方公共團體の長に對してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあるとき、当該地方公共團體の長は、その旨を内閣総理大臣に申し出ることができる。この場合

その機關の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

第十六條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の権限に基いて、各大臣が地方公共團體の長に對してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあるとき、当該地方公共團體の長は、その旨を内閣総理大臣に申し出ることができる。この場合

第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

第十八條 各省に總務長官一人を置く。總務長官は、上官を助け、省務（第三條の外局の所掌事務を除く。）を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する。

第十九條 總務府に秘書官二人、法務府及び各省に秘書官各一人を置く。秘書官は、それぞれ各大臣の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時命を受け各部局の事務を助ける。

第二十條 各行政機関に置かるべき職の種類及び定員は、政令でこれを定め、且つ、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第二十一條 第三條の各行政機関には、第七條の内部部局に應じ、それぞれ長として、左の職を置くことを例とする。

班長
係長
前項の職に係る所掌事務の範囲及び権限は、國家公務員法の規定に従つて、これを区分しなければならない。

（公團）
第二十二條 公團は、國家行政組織の一部をなすものとし、その設置及び廢止は、別に法律でこれを定める。公團として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

附則
第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。但し、第二十六條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十四條 第二十條の規定は、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとし、その日までは、行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に關する通則によるものとし、その定員は、政令でこれを定めることができる。

第二十五條 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めのある場合を除く外、政令でこれを定める。

第二十六條 第三條第六項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基く法律

がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十三年六月一日以後であつてはならない。

五月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省設置に關する請願（第六百七十一号）
一、林野行政と砂防行政の一元化に關する請願（第六百九十一号）
一、林野行政と砂防行政の一元化に關する請願（第六百九十七号）
第六百七十一号 昭和二十三年五月六日受理
建設省設置に關する請願
請願者 東京都千代田区霞ヶ關建設院内 全日本建設技術協会内 兼岩傳一
紹介議員 千田正君外三名
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六百九十一号 昭和二十三年五月八日受理
林野行政と砂防行政の一元化に關する請願
請願者 香川縣大川郡長尾町長 小西欣彌外十三名
紹介議員 三好 始君
この請願の趣旨は、第五百五十七号と同じである。

第六百九十七号 昭和二十三年五月八日受理
林野行政と砂防行政の一元化に關する請願
請願者 山口縣阿武郡江崎町長 古川順三外五名

第九 九

第九 九

第九 九

紹介議員 江熊 哲翁君

この請願の趣旨は、第五百五十七号と同じである。

昭和二十三年七月二十一日印刷

昭和二十三年七月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局